



時価主義会計における剥奪価値説の検討

桜井, 久勝

(Citation)

研究年報. 経営學・會計學・商學, 28:33-72

(Issue Date)

1982

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004118>



時価主義会計における剝奪価値説の検討

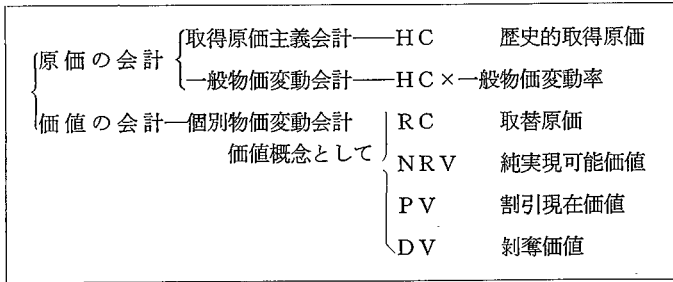
桜井久勝

I. 序

近年におけるインフレーションの恒常化に伴い、現行の取得原価主義会計による財務諸表は、企業の経営成績と財政状態を十分かつ適切に表示することが困難になっている。これに対して従来から、インフレーションの影響を会計上認識するための方法として、一般物価変動会計および個別物価変動会計が提案されてきた。いうまでもなく一般物価変動会計は、個々の財・用役の価格の変化によって生じた一般物価の変動を会計上認識することを目的とし、取得原価主義会計による数値に一般物価変動率を乗ずる方法によって行われる。これに対し個別物価変動会計は、企業の資産別に各々の個別価値（時価）を測定し、その資産に係る費用額を当該評価額に基づいて計上するものであり、時価主義会計とも称される。したがって一般物価変動会計が過去の取得原価数値に立脚していることから、取得原価主義会計とともに「原価の会計」であるというならば、個別物価変動会計は明らかに過去の取得原価数値から離脱しているから「価値の会計」ということができよう。

価値の会計たる個別物価変動会計においては、何を価値の指標とするかについて、次の4通りのものが考えられる。すなわち、①ある資産を企業が購入市場で再調達する場合の価格に付随費用を加えた取替原価（RC：Replacement Cost）、②販売市場で販売する場合の価格から販売に要する諸費用を控除した純実現可能価値（NRV：Net Realizable Value）、③当該資産を使用して営業することによって得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値（PV：

Present Value), および④本稿で検討する剥奪価値⁽¹⁾ (DV : Deprival Value) である。以上の体系を図示すれば第1図の通りである。⁽²⁾



第1図 評価基準の体系

本稿の目的は、剥奪価値の具体的内容を分析し(第Ⅱ節)、イギリスおよびアメリカにおいて既に実施されているインフレーション会計に関する公表会計基準における時価概念を検討し、それが剥奪価値であることを明らかにすること(第Ⅲ節)、剥奪価値を経済学における機会原価概念によって根拠づけようとする試みを紹介する(第Ⅳ節)とともに、その問題点を指摘すること(第Ⅴ節)、およびそれらの問題点の検討を通じて、剥奪価値は機会原価概念によっては説明されえず、事後的利益情報に対して信頼性を維持しつつ意思決定有用

- (1) のちの議論から明らかになるように、剥奪価値の具体的内容は多くの場合において取替原価であることから、剥奪価値が取替原価と同一視されたり、取替原価採用の論拠とされる場合もある(たとえば P. W. Bell [7]; K. P. Gee and K. V. Peasnell [20]; E. Stamp [41]) が、両者は理論的には明らかに異なるものであるから、本稿では剥奪価値を独立の価値指標とした。同様の区別は、新井清光[3], 15—16頁; G. Macdonald [31], pp. 80—92; M. C. Wells [43], p. 478 等において示されている。
- (2) 第1図は、あくまで資産評価基準による分類であって、資本維持を目的とするか否か等の観点からする分類ではない。たとえば日本会計研究学会インフレーション会計特別委員会報告[34], 139頁では、個別物価変動会計の代表的形態として、現在原価会計(CCA)と取替原価会計(RCA)をあげて、CCAは保有利得と操業利益の区分把握を主眼とするのに対し、RCAは費用計算を通じて物的資産の維持ないし再調達を保証することを目的とするとして、両者を特徴づけている。本稿での分類は、このような観点からの分類ではないことに注意されたい。

性を与えようとする会計固有のものであることを明らかにすること（第Ⅵ，Ⅶ節）である。そして最後に、監査の観点から実践上の問題点を検討して実践的な剥奪価値概念を提示する（第Ⅷ節）とともに、本稿の主要論点を結びにかえて示したい（第Ⅸ節）。なお本稿では、問題をいわゆる費用性資産項目とそれに関連する費用項目に限定し、貨幣性項目（貨幣性資産および負債一般）についての検討は行わないことにする。⁽³⁾

Ⅱ. 剥奪価値の具体的内容

時価主義会計における時価概念として剥奪価値を支持する論者の多く⁽⁴⁾、およびかのサンディランズ・レポートもまた、この価値概念の創始者としてボンブライト（J. C. Bonbright）を賞賛しつつ引用する。ボンブライトによれば、「ある財産のその所有者にとっての価値は、もしもその所有者がその財産を剥奪されたとすればこうむると予想される、直接および間接の全損失という不利益価値（adverse value）と金額において等しい⁽⁶⁾」と定義される。すなわち現に財産を保有している所有者について、彼がその財産を剥奪されたと仮定した場合、その所有者には、その財産を再調達するとか再調達を断念する等の代替案があり、各々の代替案について損失が生じるが、所有者は損失額が最も小さくなる代替案を選択するであろうから、その損失額がその所有者にとっての価値であり、この額をもって財産の価値とするのである。

ボンブライトはこの価値を「所有者にとっての価値（value to the owner）」

（３） 剥奪価値による貨幣性資産と負債の測定については、W. T. Baxter [6], pp. 137 -140 および D. Kurkarni [30] を参照されたい。

（４） たとえば W. T. Baxter [6], p. 126; G. Macdonald [31], p. 89; R. H. Parker and G. C. Harcourt [35], p. 17; D. Solomons [39], p. 123; E. Stamp [40], p. 285; F. K. Wright [45], p. 63.

（５） Inflation Accounting Committee [28], para. 208.

（６） J. C. Bonbright [9], p. 71.

と称している。しかしこの概念は、現実には財産を保有している所有者について、その財産の剥奪を仮定して評価額を導出するという点に著しい特徴があることから、以下では筆者はこの価値概念をバクスター (W. T. Baxter) に従って、「剥奪価値 (deprival value)⁽⁷⁾」と称することにする。

それでは剥奪価値とは具体的にいかなる価値概念であろうか。この点は剥奪価値説の主張者によって次のように説明されている、⁽⁸⁾

企業は現実には資産を保有しており、この資産は企業に対して次の2通りの便益をもたらさう。すなわち、当該資産を生産過程において使用して生産物を生産し、それを販売することによって企業に現金流入をもたらすという便益、および当該資産を現在時点で販売することによって企業に現金流入をもたらすという便益である。したがって前者の場合、その資産は将来キャッシュ・フローの割引現在価値 (P V) によって評価することができ、後者の場合には純実現可能価値 (N R V) によって評価することができる。他方、企業が保有する資産は、保有という事実によって、もし保有していなかったとしたら現在時点で取得されねばならないことによって生じる現金流出を防止しているという意味をも有する。資産が有するこの意味は取得原価 (R C) で評価することができる。したがって企業が保有する資産については、P V, N R V, R Cの3つの評価基準がありうる。そして剥奪価値説は、保有資産が剥奪されることを仮定して、その時の企業の最も合理的な行動に関係する評価基準による評価額をもって、保有資産の価値とするものである。

(7) 「剥奪価値」という名称は、W. T. Baxter [5], p. 30において初めて使用された。これと同じ概念を表わす用語としては、「所有者にとっての価値」のほかに、「企業にとっての価値 (value to the firm)」(たとえば R. H. Parker and G. C. Harcourt [35]; E. Stamp [40]), 「事業にとっての価値 (value to the business)」(たとえば Inflation Accounting Committee [28]), および「機会価値 (opportunity value)」(F. K. Wright [45])が用いられている。

(8) P. V. Bell [7], pp. 29-30; Inflation Accounting Committee [28], para. 210-219; Inflation Accounting Steering Group [29], para. 1.1-1.16; G. Macdonald [31], pp. 90-91; [32], p. 266; R. H. Parker and G. C. Harcourt [35], pp. 17-18; D. Solomons [39], pp. 124-125; E. Stamp [40], p. 285.

第 1 表 剝奪価値の決定プロセス

(a)ありうべきケース		(b)第 1 プロセス	(c)第 2 プロセス
(1)	$PV > NRV > RC$	$PV > RC$	RC
(2)	$PV > RC > NRV$	$PV > RC$	RC
(3)	$NRV > PV > RC$	$NRV > RC$	RC
(4)	$NRV > RC > PV$	$NRV > RC$	RC
(5)	$RC > PV > NRV$	$RC > PV$	PV
(6)	$RC > NRV > PV$	$RC > NRV$	NRV

そのような評価基準の決定は第 1 表に示したプロセスを経て行われる。まず第 1 に、 PV 、 NRV 、 RC 、という 3 つの評価基準による評価額の間でのありうべき大小関係を列挙すれば(a)欄に示した 6 通りになる⁽⁹⁾。いま企業は実際に資産を保有しているから、その資産の利用について企業が行いうる意思決定は、次の 2 つの代替案の間で行われうる。すなわち将来キャッシュ・フローを得るために、生産過程において使用し続けるか、または即時に転売して現金を入手するかのいずれかである。これらは前述の通り、それぞれ PV と NRV に関係している。明らかに企業は、継続的使用による PV と即時売却による NRV を比較して、大きい方の価値をもたらす代替案を選択するであろう。したがって $PV > NRV$ のケースにおいては、即時売却という代替案は企業にとっては意味がなくなり、また $NRV > PV$ のケースにおいては、継続的使用という代替案が意味を失う。この理由で第 1 表(a)欄の 6 つのケースのそれぞれについて、 PV と NRV のうち小さい方が排除される。このようにして得られたのが(b)欄である。以下では表記上の便宜のために、この第 1 プロセスを $\max(PV, NRV)$ として表わすことにする。

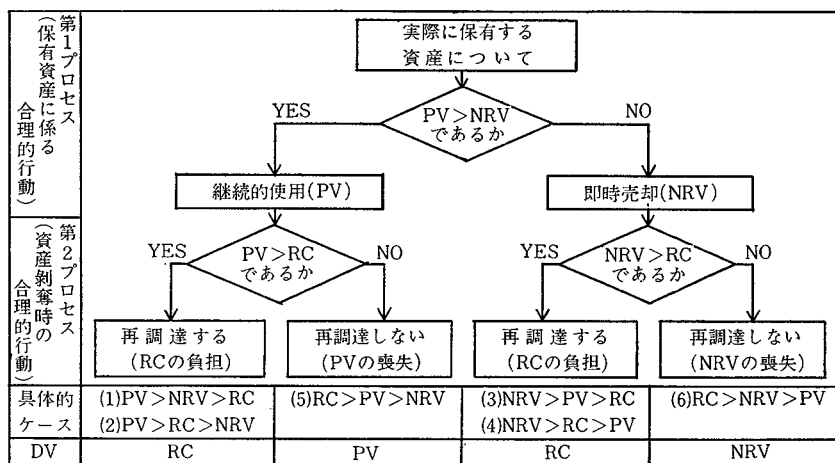
(9) もっともこれら 3 つの評価額のうち、いずれか 2 つまたは 3 つの金額が等しいこともありうるが、そのような場合にも以下の剝奪価値決定プロセスは妥当する。

次のプロセスでは、(b)欄の各ケースについて、 $\max(PV, NRV)$ と RC のいずれが、当該資産を剝奪された場合の企業の合理的な行動に関係するかが問題とされる。すなわち企業は実際に資産を保有しているから PV または NRV という便益を得る機会を有するが、もしその資産を剝奪されたとしたら、企業はそれを再調達するか否かが考えられるのである。

資産を剝奪された場合、その資産についてケース (1)~(4) のように $\max(PV, NRV) > RC$ であるならば、企業はその資産を再調達するであろう。なぜならば再調達した資産から得られる将来または現在の収入が、再調達に要する現在現金支出を超えているからである。このことは、たとえ資産を剝奪されたとしても、 RC の支出によって企業は $\max(PV, NRV)$ を得る機会を回復できることを意味している。したがって現実企業に保有する資産の価値は剝奪時における再調達行動に関係する RC に等しい。他方、ケース (5) と (6) のように、 $RC > \max(PV, NRV)$ であるならば、その資産を再調達することは不利であるから、企業は再調達を行わないであろう。その場合、資産の剝奪は企業に $\max(PV, NRV)$ の喪失という不利益をもたらす。したがって企業が保有する資産の価値は、ケース (5) においては PV であり、ケース (6) においては NRV である。

この第2プロセスは手続的には、(6)欄の各ケースにおいて $\max(PV, NRV)$ と RC を比較して、いずれか小さい方を選択するのと同じである。ゆえに、第1および第2のプロセスを合わせて、 $DV = \min \{RC, \max(PV, NRV)\}$ と表記できる。

第1表(c)欄はこのようにして決定された資産の評価基準を示しており、これが各ケースにおけるその資産の剝奪価値である。なお参考までに、剝奪価値を示す評価基準の決定プロセスをフローチャートで示せば第2図のようになる。



第 2 図 剝奪価値の決定プロセス

III. 英米の公表会計基準における時価概念

前節での分析から、剝奪価値は $\min \{RC, \max (PV, NRV)\}$ というルールによって決定され、具体的には、ありうべき6つのケースのうちの4つのケースにおいてRCであること、およびPVとNRVの両方がRCを下回る場合にのみPVとNRVのいずれかが大きい方であること、が明らかになった。そこで次に、イギリスおよびアメリカにおいて既に公表され実施されているインフレーション会計基準における時価概念を検討し、それらがともに本稿で取上げている剝奪価値を意味することを示して、剝奪価値説が実践的にも検討に値する理論であることを明らかにしたい。

イギリスでは会計基準委員会が1980年3月に会計実務基準書第16号「カレン

(10) 本稿では時価主義会計における価値概念としての剝奪価値を検討しているから、英米のインフレーション会計基準の包括的な検討は行わない。これらの会計基準については、白鳥庄之助等〔38〕、29-50頁において詳細な内容の紹介が行われている。

ト・コスト会計」を公表し、1980年1月1日以降開始する事業年度からこの基準が適用された。そこでは所定の資産と費用の評価基準として「事業にとっての価値 (value to the business)」を採用することが要求され、事業にとっての価値は次のように定義されている。⁽¹¹⁾

「事業にとっての価値とは

(a)純現在取替原価 (net current replacement cost)

または、純現在取替原価を永続的に下回ること (a permanent diminution to below …) が認識された場合には

(b)回収可能額 (recoverable amount) である」。(パラグラフ42)

「回収可能額とは、ある資産の純実現可能価値と、適用可能な場合にはその資産の将来の使用から回収可能な額との、いずれか大きい方である」。(パラグラフ43)

この定義における「その資産の将来の使用から回収可能な額」とは前述の P V である。したがって事業にとっての価値は R C と回収可能額のいずれか小さい方であり、回収可能額が R C を下回る場合には N R V と P V のいずれか大きい方であるから、これは剝奪価値の内容と完全に一致している。この一致は、会計実務基準書第16号の源泉がサンディランズ・レポートであり、サンディランズ・レポートが時価として剝奪価値を採用したことからすれば当然の一致である。ただしこの基準書では回収可能額の採用をそれが R C を永続的に下回る場合に限定し、かつ P V の考慮はその計算が適用可能な場合にのみ行えばよいとして実務上の配慮を加味した点で若干の相違がみられる。

次にアメリカでは財務会計基準審議会が1979年9月に財務会計基準書第33号「財務報告と物価変動」を公表し、1979年12月25日以降に終了する事業年度からこの基準が適用された。そこにおける時価概念は、たとえば有形固定資産を例にとれば次の通りである。⁽¹³⁾

「有形固定資産 (property, plant and equipment) については、測定日において資産

(11) Accounting Standards Committee [1], para. 42-43.

(12) 脚注(7)参照のこと。

(13) Financial Accounting Standards Board [18], para. 51-b, 58, 62-64.

に残存するサービス・ポテンシャルのカレント・コストまたはより低い回収可能額 (lower recoverable amount) 」。(パラグラフ51—b)

「企業によって所有される有形固定資産のカレント・コストは、所有される資産によって具体化されるのと同じサービス・ポテンシャルを取得することの現在原価である」。(パラグラフ58)

「回収可能額は、当該資産の純実現可能価値または使用における価値 (value in use) を考慮することによって測定できる。

a. 純実現可能価値は、資産の販売から得られると期待される現金または現金等価物から、販売の結果として負担されるべき必要費用を控除した額である。これは当該資産が販売される予定の場合にのみ、資産の測定値として考慮されなければならない。

b. 使用における価値は、その企業による資産の使用から得られると期待される将来キャッシュ・フロー (最終的な処分収入を含む) の現在価値である。これは当該資産の即時販売が意図されていない場合にのみ資産の測定値として考慮されなければならない。……」(パラグラフ63)

「……もし資産の回収可能額が……カレント・コストよりも著しく (materially) かつ永続的に (permanently) 低いと判断される場合には、回収可能額が、資産およびその資産の使用または販売に関する費用の測度として用いられなければならない。…」(パラグラフ62)

「もし当該資産によって提供されるサービス・ポテンシャルの取替が、現在の経済状態において必要に応じて行われるならば、……減価償却費は……カレント・コストで測定されなければならない」。(パラグラフ64)

以上からカレント・コストとはRCであること (パラグラフ58)、回収可能額とはNRVまたはPVであること (パラグラフ63) が明らかである。そして時価概念は $\min \{RC, (PV \text{ or } NRV)\}$ と表現することができる (パラグラフ51-b, 62)。さらに3つの評価基準のそれぞれについて、それが時価として採用されるための次のような条件が付されている。すなわちRCについては、現在の経済状態において当該資産の必要に応じた取替が意図されていること (パラグラフ64)、PVについては必要に応じた取替や即時販売が意図されず (パラグラフ64, 63-b)、したがって継続的使用が予定されていること、またNRVについては必要に応じた取替が意図されず即時販売が予定されていること (パラグラフ64, 63-a) である。時価の評価基準の選択についてのこのような

規定は、一見、イギリスの基準したがって剝奪価値とは異なるように見えるかもしれない。

しかし経営者が RC, PV, NRV の大小関係を正しく認識して合理的行動をとるものとすれば、アメリカの会計基準においても時価概念は剝奪価値であるといえる。その理由は次の通りである。まず第 1 に RC が評価基準として採用されるための条件を考えれば、① $\min \{RC, (PV \text{ or } NRV)\} = RC$ であること、すなわち $(PV \text{ or } NRV) > RC$ であること、および②現在の経済状態においてその資産の取替が必要に応じて行われることである。条件①は具体的には前節第 1 表のケース(1), (2), (3), (4)⁽¹⁴⁾に相当する。現在の経済状態において(条件②), 3つの評価額の大小関係がこのようであると経営者が正しく認識して合理的行動をとるならば(上記仮定), その行動は当該資産の取替となって現われるであろう(条件②)。なぜならば将来または現在の収入(PV or NRV)の方が現在の支出(RC)より大きいからである。したがって条件①のもとで経営者の正しい認識と合理的行動を仮定すれば、条件②は自動的に満たされ、採用される評価基準は RC となる。これは前節での剝奪価値決定ルールの適用結果と同じである。

次に PV が評価基準として採用されるための条件を考えれば、① $RC > (PV \text{ かつ } NRV)$ であること、および②取替も即時売却も意図されず継続的使用が予定されていることである。条件②は $RC > PV > NRV$ の場合にのみ満たされるであろう。なぜならば RC が最大であるから取替は意図されず、また $PV > NRV$ であるから即時売却も意図されないからである。 $RC > PV > NRV$ のときにのみ時価が PV によって測定されるというのは、剝奪価値決定ルールの適用結果と同じである。同様のことは NRV についてもいえる。

したがってアメリカの会計基準における時価概念は、外見的にはイギリスの

(14) 再掲すれば次の通りである。ケース(1) $PV > NRV > RC$, ケース(2) $PV > RC > NRV$, ケース(3) $NRV > PV > RC$, ケース(4) $NRV > RC > PV$.

基準と相違するように見えるが、経営者がRC, PV, NRVの大小関係を正しく認識して合理的行動をとるものとすれば、イギリスの基準と完全に一致している。そしてそこにおける時価概念は明らかに剝奪価値であるといえよう。⁽¹⁵⁾

以上でイギリスの会計基準においてもアメリカの会計基準においても、時価として剝奪価値が採用されていることが明らかになった。したがって実践基準における採用からみても、剝奪価値は極めて重要な概念であり、その理論的な意味が十分に検討されなければならない。以下ではこの概念の理論的根拠と問題点を検討する。

IV. 剝奪価値説の理論的根拠

剝奪価値説によれば、企業が保有する資産の価値は剝奪価値(DV)であり、 $DV = \min \{RC, \max \{PV, NRV\}\}$ であるとされる。これにはどのような理論的根拠があるのであろうか。

バクスターは剝奪価値を、資産を所有している場合のキャッシュ・フロー評価額と資産を喪失した場合のキャッシュ・フロー評価額の差額として説明する。⁽¹⁶⁾ まず資産を所有する場合には、その資産を即時に販売するか継続的に使用するか2つの代替案がありうる。これら2つの代替案から生じるキャッシュ・フローの評価額は、それぞれNRVおよびPVである。またこの資産を喪失した(すなわち所有しない)場合には、再調達して即時に販売するか、再調達して継続的に使用するか、再調達しないかの3つの代替案がありうる。再調達から生じるキャッシュ・フロー評価額はRCである。そしてバクスターは、所有す

(15) 財務会計基準書第33号の Appendix C においても、『「事業にとっての価値」、『剝奪価値』および『カレント・コストまたはより低い回収可能額』(上で引用したパラグラフ 51-b の表現—筆者注)という用語は、すべて同じ意味をもっている』と指摘されている。Financial Accounting Standards Board [18], para. 99-h.

(16) W. T. Baxter [5], p. 32; [6], p. 126.

る場合と所有しない場合の各々について、最も合理的な代替案から生じるキャッシュ・フローの評価額の差額が剝奪価値の意味であるという。⁽¹⁷⁾

この点を次のような数値例で確認してみよう。いま $PV=100$, $RC=80$, $NRV=70$ としよう。この場合は $PV > RC > NRV$ であるから、剝奪価値決定ルールに従えば $DV=RC$ である。他方、バクスターがあげる各代替案から生じるキャッシュ・フローの評価額を示せば第2表の通りである。所有する場合の合理的代替案は継続的

第 2 表

使用であり、このとき100の純収入が生じる。所有しない場合の合理的代替案は再調達して継続的に使用することであり、そのときの純収入は20である。そして

代 替 案 キャッシュ・フロー	所有する場合		所有しない(剝奪された)場合		
	即時販売	継続的使用	再調達して即時販売	再調達して継続的使用	再調達しない
支 出	0	0	$\triangle 80$	$\triangle 80$	0
収 入	70	100	70	100	0
純収入	70	100	$\triangle 10$	20	0

両者の差額は80であるが、これは剝奪価値決定ルールによる剝奪価値たる RC の金額である。

次に $RC=100$, $NRV=90$, $PV=80$ としよう。この場合は $RC > NRV > PV$ であるから、剝奪価値決定ルールによれば $DV=NRV$ である。他方、各代替案のキャッシュ・フロー

第 3 表

は第3表のようになる。このケースでは、所有する場合の合理的代替案は即時販売であり、このとき90の純収入が生じる。所有しない場合の合理的代替案は再

代 替 案 キャッシュ・フロー	所有する場合		所有しない(剝奪された)場合		
	即時販売	継続的使用	再調達して即時販売	再調達して継続的使用	再調達しない
支 出	0	0	$\triangle 100$	$\triangle 100$	0
収 入	90	80	90	80	0
純収入	90	80	$\triangle 10$	$\triangle 20$	0

(17) W. T. Baxter [6], pp. 128-129.

調達しないことであり、このときの純収入はゼロである。したがって両者の差額は90になり、これはNRVの金額であるから、ここでもまたそれは剝奪価値決定ルールの適用結果と一致する。

以上2つのケースを示したにすぎないが、他の4つのケースについても同様である。このようにして、第Ⅱ節で述べたような、資産の剝奪を仮定した場合の最小損失額を求めるというプロセスは、資産を所有する場合と所有しない場合のキャッシュ・フローの差額を計算することを意味していることが判明する。

さらにこのようなバクスターの考え方を基礎として、剝奪価値を経済学における機会原価概念によって説明しようとする論者がある。たとえばサンディランズ・レポートは、剝奪価値概念は、「ある行動コースの『機会原価 (opportunity cost)⁽¹⁸⁾』という標準的な経済概念の逆である」という。この点はライト (F. K. Wright) によって次のように敷衍されている。ライトもまた剝奪価値は経済学における機会原価の逆（またはもう一つの側面）の概念であると述べたうえで、この逆概念を表わすために機会価値 (opportunity value) という用語を用いる。そして機会原価と機会価値の間には次のような対応関係があるという。すなわち機会原価が、ある代替案を採用することによって放棄された代替案のうち最も価値あるものによって決定されるのに対し、機会価値は、ある代替案を採用することによって回避された代替案のうち最もコストの小さいものによって決定されるのである。この機会価値こそが剝奪価値であり、機会価値は機会原価のもう一つの側面の概念であるから、剝奪価値は経済学における機会原価の概念を理論的根拠とするものである⁽¹⁹⁾というのである。

この具体的意味を明らかにするために、経済学における価値の理論をごく簡

(18) Inflation Accounting Committee [28], para. 209.

(19) F. K. Wright [45], p. 82; [47], p. 64; [49], p. 188. ライトは機会価値の考え方の先駆者として J. B. Canning [11], p. 241 をあげている。またライトのこのような考え方は、剝奪価値説の支持者たる E. Stamp [40], pp. 284-285; W. T. Baxter [5], p. 32; [6], p. 126 において引用されている。さらに同様の考え方は D. Solomons [39], p. 131 においても表明されている。

単に概観してみよう。経済学における価値の理論は、直接的には商品の交換比率たる価格を決定する要因を説明しようとするものである。この分野における特筆すべき事項は1870年代における限界革命であった。限界革命は、価値の理論における大転換と経済学接近法としての限界分析の導入によって特徴づけられる。すなわち価値の理論においては、商品の価値はその生産費または生産に投下された労働量によって決定される（古典派の価値理論）のではなく、商品の追加的な消費にともなう効用（限界効用）によって決定されるという大転換が行われたのであった。⁽²⁰⁾そしてこの新しい価値理論は限界分析の手法とあいまって、消費者行動分析においては限界効用理論を生み出し、生産者行動分析においては限界生産力説を生み出すことによって、現在のミクロ経済理論を形成していったのである。

それではこのような価値の理論において機会原価の概念はどのような役割を演じているのであろうか。これを説明するために第4表のような犠牲と成果の関係を仮定してみよう。すべての経済活動は一定の犠牲を支払って一定の成果を獲得するという形で展開されるのであるが、第4表はこ

第4表

犠 牲	成 果
1	14
2	18
3	20
4	18
5	14

の犠牲と成果の関係を示したものである。いま犠牲を2単位しか支払わなかったとすれば18の成果しか獲得できないが、犠牲を3単位支払うと最大の成果20が得られる。そして上述の限界効用に基づく価値の理論によれば、この成果の増分2が、2単位の犠牲と3単位の犠牲の差すなわち1単位の犠牲の価値を表わしていると考えるのである。これを逆にみて、犠牲の支払いを3単位から2単位に減らした

ことによって成果が20から18へ減少したと考えれば、この成果の減少分は機会原価であるということが出来る。なぜならば成果の減少分2は、「犠牲を1単位追加支払いしない」という代替案を選択することによって、「3単位の犠牲

(20) 菱山 泉〔25〕, 516頁。

を支払って20の成果を得る」という代替案を放棄した結果としてこうむる損失の大きさを示しているからである。⁽²¹⁾

現在のミクロ経済学の基礎となっている価値の理論についての以上の簡単な概説から、成果を得るための犠牲の価値とは機会原価であるということが明らかになった。そして資産はまさに成果を得るための犠牲であるから、資産の価値もまたこの機会原価であるといえる。経済学における機会原価の概念をこのように把握したうえで、再びライトの主張にもどって、剝奪価値が機会原価の逆の概念であるという意味を考えてみよう。

機会原価と剝奪価値（ライトの用語法では機会価値）との関係を考えるには、バクスターが剝奪価値を説明する際に用いた、資産所有の場合のキャッシュ・フローと非所有の場合のキャッシュ・フローの比較表が役に立つ。なぜならば前述の例から明らかのように、機会原価は犠牲を1単位追加支払いする場合としない場合の差によって決定されており、これが資産を保有する場合としない場合に対応していると考えられるからである。そこでもう一度、前掲の第2表を示してみよう。

第2表（再掲）

ライトは前述の通り、機会原価は、ある代替案を採用することによって放棄された代替案のうち最も価値あるものによって決定されるという。機会原価を考え

代 替 案 カ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	所有する場合		所有しない場合		
	④ 即時販売	⑤ 継続的 使用	③再調達 して即時 販売	①再調達 して継続 的使用	②再調達 しない
支 出	0	0	△ 80	△ 80	0
収 入	70	100	70	100	0
純収入	70	100	△ 10	20	0

る場合の、採用されたある代替案とは、これまでの議論から明らかな通り、犠牲を追加支払いしないことであり、表の③④⑤がそれに相当する。このうち企業にとって最も有利なものは⑤案であり、このとき20の成果（純収入）が得られる。他方、放棄された代替案とは犠牲を追加支払いすることで、表の④⑤が

(21) 伊賀 隆 [26], 326頁。

それに相当する。これら放棄された代替案のうち最も価値あるものは㊸案であり、そのときの成果は100である。そしてこれら2つの成果の差によって決定される機会原価は80であり、これがその資産の価値になる。

ライトはまた、剝奪価値は機会価値であって、それは機会原価の逆、すなわちある代替案を採用することによって回避された代替案のうち最もコストの小さいものによって決定されるという。ここに採用されたある代替案とは、所有資産の評価の問題においては、企業は既に資産を保有しているから、資産を所有するという代替案であり、表では㊴㊸がそれである。このうち企業に有利な代替案は㊸であるから、企業は㊸案を採用して100の成果を得るであろう。他方、この代替案を採用することによって回避された代替案とは、資産を所有しないという代替案㊴㊹㊺である。これら回避された代替案のうち最もコストの小さいものは㊹案である。なぜならば㊸案と比べた場合に成果の差が最も小さくなるのが㊹案であるからである。そして当然のことであるが、㊸案と㊹案の差もまた80になる。

このように、機会原価が、資産を所有しないという代替案からみた場合の資産所有案（第2表の「所有する場合」）との成果の差であるのに対し、剝奪価値は、資産を所有するという代替案からみた場合の資産非所有案（第2表の「所有しない場合」）との成果の差であるから、両者は同一事項の二側面であるにすぎない。したがってサンディランズ・レポートやライトはこの点に着目して、剝奪価値は機会原価の逆またはもう一つの側面の概念であると主張しているものと解される。このようにして彼らは剝奪価値を経済学における機会原価概念⁽²²⁾によって根拠づけようとするのである。

(22) 剝奪価値の概念が経済学上の限界効用や主観価値と密接に関係するということは、剝奪価値説の最初の提唱者として賞賛されているボンブライトによって、既に1937年に指摘されている。J. C. Bonbright [9], pp. 94-97.

V. 剝奪価値説の問題点

前節では、経済学における機会原価の概念を援用することによって剝奪価値説の正当性を論拠づけようとする主張をみてきた。しかし他方では剝奪価値説に反対する論者によって、剝奪価値に内在するいくつかの問題点が指摘されている。まずそれらを列挙すれば次の通りである。⁽²³⁾

- (1) 資産が剝奪されれば、剝奪された資産を再調達するための支出（すなわち R C）が必要になるだけではなく、多くの間接的損失が生じるが、剝奪価値説では間接的損失が考慮されていない。
- (2) 資産の価値は、剝奪された資産自体から得られたはずの P V または N R V であり、剝奪に基因する損失ではない。
- (3) 剝奪による損失の補填は、全く別の資産の取得によっても可能であるが、剝奪価値説では同種の資産の再調達しか考慮されていない。
- (4) 剝奪価値説では P V が重要な役割を果たしているが、個々の資産の P V の計算は実行不可能である。

以下ではこれらの問題点を指摘する反対論者の主張を引用しつつ、まず問題点(1)、(2)および(3)の検討を通じて、剝奪価値はその提唱者たちが言うような経済学上の機会原価概念によっては説明されえないことを明らかにする。そして剝奪価値は、投資者等の情報利用者が必要とする、将来についての情報を直接的に提供しようとするものではなく、投資者等が過去に行った意思決定の良否を自分で評価して将来の意思決定を改善できるようにすることを目的とする会計固有の概念であることを主張したい。また問題点(4)は、剝奪価値の実践的測定に対して重大な問題を提起するが、この点は情報の信頼性を保証する監査の観点から検討する。

(23) 列挙した4つの問題点は、中野教授が指摘されるところを要約したものである。中野勲〔33〕、12-16頁。

VI. 企業資産の個別価値合計と全体価値

上述の問題点(1)と(2)は同じことを意味しており、結局は、企業が所有する個々の資産を独立的にみた場合の評価額と企業全体の一部としてみた場合の評価額とが相違するという問題に帰せられると考えられる。そのことを明らかにするために、まず、反対論者から提起されたそれぞれの問題点の検討から始める。

問題点(1)は間接的損失の無視である。すなわちボンブライツが剝奪価値を、「もしも所有者がその財産を剝奪されたとすればこうむると予想される、直接および間接の全損失という不利益価値である」⁽²⁴⁾（傍点筆者）と定義するにもかかわらず、間接的損失が無視されているという反論である。たとえば次のような状況を考えてみよう。いま企業は、購入または生産しさえすれば容易に販売でき利益が得られる棚卸資産を所有しているとする。したがって $NRV > RC$ である。この棚卸資産が剝奪された場合の損失は、再調達すれば企業は以前の状態に回復できるという理由で、 RC だけであろうか。決してそうではない。なぜならば剝奪されなければ得られたはずの利益（ $= NRV - RC$ ）もまた同時に喪失されているからである。したがって剝奪価値としての RC は、剝奪に基因する喪失利益のような間接的損失を含んでいない。同様に、固定資産が剝奪された場合には生産活動を停止せざるをえず、それに伴う喪失利益もまた剝奪に基因する損失の一部を構成するにもかかわらず、 RC には間接的損失が含まれていない。⁽²⁵⁾

このような間接的損失の無視は、資産が剝奪されてから取替補充されるまでのタイム・ラグを考慮しないことに基因する。事実、剝奪価値説の主張者はタイム・ラグを無視することを可能にするための仮定を設定しているのである。たとえばギー＝ピアスネル（K. P. Gee and K. V. Peasnell）は、「厳密に

(24) J. C. Bonbright [9], p. 71.

(25) J. M. J. Boesema [8], p. 281; 中野勲 [33], 16頁。

は、ここでは企業にとっての価値（＝剝奪価値—筆者注）は、全体としての企業の現在価値を減じることなく即時取替が可能な環境において、資産が剝奪された場合に企業がこうむるであろう最大損失である。資産評価目的のためには、剝奪は完全に観念的なものであり、したがって固定資産の喪失から実際に生じうる利益の喪失は、資産の剝奪価値に含まれないであろう⁽²⁶⁾」といい、ワーレル (C. J. Warrell) は、「予期されない破壊や法的収用を基礎とするのではなく、予想外の副次的結果を有さず、また所有者が望むならば即時取替によって回復されうるような観念的または想像上の剝奪を基礎とするものでなければならない⁽²⁷⁾」とする。またバクスターは逆に、剝奪によって利益が喪失されるのを防ごうとして取替を急げば通常⁽²⁸⁾の取替に要する以上の支出が必要になることに着目して、剝奪時には企業は通常⁽²⁸⁾の支出額で再調達を行いうるための十分な時間と資金を有するものと仮定する。

しかしこれらの論者のように、タイム・ラグがないことを仮定して剝奪に伴う間接的損失を無視すれば、剝奪価値による個々の資産の評価額の合計は、全体としての企業資産の価値とは乖離することになる。この点は、間接的損失を無視すべきことを積極的に主張するワーレルによる次のような説明を考えれば明らかであろう。

ワーレルは資産が剝奪された場合に生じる直接および間接の損失についての

(26) K. P. Gee and K. U. Peasnell [20] p. 243. ギー＝ピアスネルが仮定する「即時取替が可能な環境」に対し、ポポフは、 $NRV > RC > PV$ の場合には資産が即時転売のために取替えられるべきであるから剝奪価値は RC であるという主張は、無限量の資産が即時に再調達されて即時に売却されることを意味するが、このような状態はありえないと批判する (B. Popoff [36], p. 311)。これに対しギー＝ピアスネルは、「即時 (immediate)」は「同時に (instantaneous)」という意味ではなく「不当な遅滞なく (without undue delay)」を意味し、資産の再調達から転売までの間隔が NRV と RC を変化させないほど短い、ということであるとして苦しい言い訳をしている (K. P. Gee and K. V. Peasnell [21], p. 312)。しかしこれはタイム・ラグを無視して間接的損失を排除せしめるための非現実的な仮定であるといわざるをえない。

(27) C. J. Warrell [42], p. 221.

(28) W. T. Baxter [6], p. 132, F. K. Wright [49], p. 119 にも同じ指摘がみられる。

考察に代えて、逆にある資産を企業に追加した場合に、その資産が企業にもたらす価値を考える。そしてその価値には2種類のもの、すなわち(1)その資産を単に所有することの企業にとっての価値、および(2)その資産が他の資産と結合して使用される場合に生じると期待される効率性 (efficiency) の企業にとっての価値があるとして、次のような数値例を示す。いま全体としての企業資産の価値が66千ドルである状態に対して、購入価格6千ドルの資産Xを追加したとする。その時、全体としての企業資産の価値は112千ドルになるのではなく、結合的利用に基因する効率性の促進によって、さらにたとえば4千ドルが追加され116千ドルになるであろう。ワーレルは、このうち6千ドルが資産Xを単に所有することの企業にとっての価値であり、4千ドルが従来の資産との結合的利用によって促進される効率性の企業にとっての価値であるという。そして資産の剝奪時に生じる間接的損失をも含めて剝奪価値を算出すると、結合的利用によって促進される効率性をもその資産の評価額に含めることになるが、個々の資産の評価に際してはそのような価値は含めるべきではないと主張するのである。⁽²⁹⁾

この例から明らかなように、剝奪価値による個別資産の評価額は、それを合計しても全体としての企業資産の評価額とは一致しないことになる。したがって間接的損失の無視は前述の通り、資産を独立的にみた場合の評価額と企業全体の一部としてみた場合の評価額とが相違するという周知の問題に帰することができよう。

次に問題点(2)、「資産の価値は、剝奪された資産自体から得られたはずのP VまたはNRVであり、剝奪に基因する損失ではない」という批判を検討する。この批判を最も強力に主張するのはチェンバース (R. J. Chambers) である。チェンバースは剝奪価値についてのボンブライートの定義は消極的であると

(29) C. J. Warrell [42], pp. 220-222. 正確にはワーレルは、総資産の価値のうち自己資本部分をもって全体としての企業資産の価値とする例を示しているが、本稿では企業の総資産の価値そのものを全体としての企業資産の価値とみるように組替えた。

して、自己の積極的定義を示す。比較のために両者を引用すれば次の通りである。ポンブライトにおいては「ある財産のその所有者にとっての価値は、もしもその所有者がその財産を剝奪されたとすればこうむると予想される、直接および間接の全損失という不利益価値⁽³⁰⁾」である。これに対しチェンバースは、「ある財産のその所有者にとっての価値とは、その所有者がその財産を所有することから生じると予想する、直接および間接の全利得の額である⁽³¹⁾」と定義する。そしてこれら2つの定義は全く同じことを意味していること、および積極的定義における意味での評価額は割引現在価値であることを理由に、「所有者にとっての価値についてのポンブライトの定義に最もよく一致する概念はP Vである⁽³²⁾」と主張するのである。

チェンバースが主張する資産の価値は「利用価値」と称してよいであろう。なぜならば彼は所有する資産自体を利用することによって得られる最大収入額（P VまたはN R V）をもって資産の価値とみるからである。他方、剝奪価値説の主張者たちが考える価値は、資産が剝奪された場合に取替が採算にあり限り取替を考えるという想定のもとでの発生損失をもって、所有していることの価値とみるから「所有価値」と表現できるであろう⁽³³⁾。そしてチェンバースによる2通りの定義から明らかなように、利用価値と所有価値は全く同じことを意味しているから、本来は一致するはずのものである。それにもかかわらず、利用価値がP VまたはN R Vで測定され所有価値がR Cで測定されることによって両者が相違するのはなぜか。この理由は既に明らかであろう。両者の不一致は、所有価値をR Cで測定することによって、資産の剝奪から生じる間接的損

(30) J. C. Bonbright [9], p. 71.

(31) R. J. Chambers [13], p. 64.

(32) Ibid., p. 66. 同様の主張は、S. J. Gray and M. C. Wells [23], p. 163; G. Macdonald [31], p. 91; H. Yoshida [50], p. 20 にもみられる。

(33) 「利用価値」・「所有価値」という名称は、中野勲 [33], 13頁、に従っている。なお E. Stamp [40], p. 285 は、利用価値に相当するものを「ネット・バック価値 (net back value)」と称する。

失を除外していることに原因があるのである。

したがって問題点(2)の「資産の価値は、剝奪された資産自体から得られたはずのPVまたはNRVであり、剝奪に基因する損失ではない」という批判は、剝奪に伴う間接的損失が無視されているという問題点(1)と同じことを主張していると考えられよう。そしてこの結果、剝奪価値によって評価された個々の資産の評価額（所有価値）を合計しても、全体としての企業資産の評価額（利用価値）には一致しないのである。このことはまた、剝奪価値説が、その理論的根拠とする機会原価概念によっては基礎づけられえないということをも意味している。なぜならば機会原価によって意味される資産の価値は利用価値であるにもかかわらず、剝奪価値によって測定される所有価値は、その測定過程において上述の通り間接的損失を無視している分だけ利用価値から乖離しているからである。したがってサンディランズ・レポートやライトが、剝奪価値は機会原価の逆の概念であるというにもかかわらず、完全には逆の概念ではない。ゆえに剝奪価値はもはや経済学上の機会原価概念によっては説明されえず、個別資産の評価額を合計することによって全体としての資産の評価額を算定するという会計固有の概念であるといわざるをえない。⁽³⁴⁾

それでは資産が利用価値ではなく所有価値としての剝奪価値によって評価される理由は何か。また剝奪価値を用いて作成される時価主義財務諸表は、情報利用者の意思決定への役立ちにおいていかなる意味を有するのであろうか。

VII. 剝奪価値に基づく会計利益情報の意思決定有用性

ギー＝ピアスネルは資産評価において間接的損失を無視すること（したがっ

(34) 個別資産の評価額を合計することによって全体としての資産の評価額を算出するという手続が、会計における評価方法の最も重要かつ最も基礎的な特徴であるということは、井尻雄二教授によって、「数量の直線的合計 (linear aggregation of quantities)」という名称で明白に指摘されている。Ijiri [27], chap. 6.

て利用価値ではなく剝奪価値を用いること)を是認し、さらにその理由を積極的に次のように述べる。まず第1に、利用価値を採用するために資産の結合的利用によって促進される効率性を含めて評価を行おうとすれば、企業全体から生じる将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求めなければならないが、それは実践的に不可能であることである。たとえ将来キャッシュ・フローが把握できたとしても、適用すべき割引率は資本市場が決めることであり、財務会計の範囲外の問題である。第2に、割引現在価値は評価時点での将来の事象についての予測や期待に基づいて計算されるが、期首と期末のそのような現在価値の差として算出される利益額は、業績の評価に役立たないということである。⁽³⁵⁾

このように2つの理由があげられているが、実践的困難性の問題は後にゆずることにして、ここではまず業績評価の問題およびそれとの関係における意思決定有用性の問題を検討しよう。その検討の後には、上述の問題点(3)は、剝奪価値に基づく財務諸表が目的とするところからみれば的外れの指摘であることがおのずから明らかになるであろう。

業績評価は利益額によって行われるが、ギー＝ピアスネルは利用価値によって算出される利益額は業績評価に役立たないという。それでは資産を利用価値で評価すれば、どのような利益額が算出されるのであろうか。またその利益額が業績評価に役立たないのはなぜか。

前述の通り、利用価値とは、実際の発生以前に主観的に予測された将来キャッシュ・フローの割引現在価値である。⁽³⁶⁾したがって利用価値によって測定された資産評価額は、主観価値を表わすことになり、期首と期末の主観価値の差は主観利益を表わす。このような主観利益が経営者の業績評価に役立たないこと

(35) K. P. Gee and K. V. Peasnell [20], p. 242, 248.

(36) 厳密には、利用価値はPVとNRVの大きい方である。しかし $NRV > PV$ の場合に利用価値として採用されるNRVもまたPVの一形態であるといえる。なぜならば、NRVは販売による現金流入の生じる時点が将来でなく現在であるから割引が行われないにすぎないからである。H. Edey [16], p. 76.

は、既にエドワーズ＝ベル (E. O. Edwards and P. W. Bell) によって次のように指摘されているところである。

いま期首の時点で 経営者が予測した 期首と期末の主観価値をそれぞれ V_0 , V_1 , とすれば、期待主観利益は $V_1 - V_0$ である。他方、期末の時点で経営者が予測した期末の主観価値が V_1^* であるとすれば、事後的な (すなわち期末に判明した) 主観利益は $V_1^* - V_0$ になる。これらの期待主観利益 ($V_1 - V_0$) と事後の主観利益 ($V_1^* - V_0$) とを比べることによって、期待主観利益のうちどの程度が達成されたかが明らかになり、経営者の業績が評価できるように思われるかもしれない。しかし決してそうではないのである。なぜならば、期末の時点で算定された期末の主観価値 V_1^* は、それよりさらに将来に関する新たな (期首に経営者がいただいたとは異なる) 期待に基づくものであって、実績としての主観利益ではないからである。⁽³⁷⁾

業績評価が不可能な主観利益に代えてエドワーズ＝ベルは、計画時に経営者がいただいた期待との比較によって業績評価を可能にせしめる利益概念として、企業資産の市場価値⁽³⁸⁾に基づく事後的利益概念を提唱する。そのような事後的利益こそ、剝奪価値に基づいて作成される財務諸表が提供しようとするものであると筆者は考える。彼らの主張を数値例を加えて簡単に概説すれば次の通りである。

いま計画時に企業が有する資産の市場価値の合計を 100 とし、経営者はそれらの資産を利用して得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値 (すなわち主観価値) を 180 と見積ったとする。主観価値と市場価値の差 80 は主観のれん⁽³⁹⁾

(37) E. O. Edwards and P. W. Bell [17], p. 43.

(38) 市場価値には購入価格たる RC と販売価格たる NRV があるが、エドワーズ＝ベルはこの箇所では $RC = NRV$ と仮定している (Ibid., p. 33)。このような仮定をおかない場合の市場価値の意味は以下で明らかにする。

(39) 前節で引用したワーレルの用語でいえば、この主観のれんは、資産の結合的利用によって促進される効率性の評価額に相当するであろう。また市場価値は、資産を単に所有することの企業にとっての価値に該当するものと考えられる。

であり、計画に際して経営者は主観のれんが最大になるように資産構成を決定しなければならない。この主観のれんは期待値であるが、もしもその期待値が正しければ、計画遂行が完了するまでの間にすべて市場価値に転換されるはずである。⁽⁴⁰⁾次に、実際に計画の遂行が完了した時点での企業資産の市場価値が170であったとしよう。したがって当初の市場価値合計との差は70であり、これは計画開始から完了までに実際に生じた事実に基づくものであるから実績利益である。ゆえに実績利益70は期待値80と完全に比較可能である。それでは期待値と実績利益の差10は何を意味するのであろうか。その誤差は、計画の遂行が劣悪であったこと、または当初に経営者が行った期待値の形成が誤っていたことを意味するものである。前者であったとすれば、その誤差は経営者の反省材料として今後の経営活動の遂行に役立つであろう。また後者であったとすれば、その誤差は今後の期間についての期待値の形成方法の改善に役立ち、さらにそれは経営計画において期待値としての主観のれんが最大の代替案を選択するという経営者の意思決定機能を向上せしめるであろう。⁽⁴¹⁾このように市場価値に基づく実績利益情報は、まず第1に、期待値と比較することによって過去の計画遂行または意思決定についての業績を評価するのに役立たせ、第2にその業績評価の結果を今後の計画遂行や意思決定に役立たしめることを意図しているのである。

以上は市場価値に基づく会計上の実績利益情報の有用性を、経営者に的をしぼって概説したものであるが、ライトは同じことが投資者にも妥当するものとして次のように主張する。「投資者は、会社の『富』の増加についての一連の期待を年度ごとに形成する必要がある。各年度末に会計は、その年度中の『富』の実際の増加についての測定値を提供する。投資者は、この結果を自己が以前にいただいた期待との差異にてらして（および取締役の説明の助けをもって）、

(40) E. O. Edwards and P. W. Bell [17], p. 48.

(41) Ibid., pp. 54-55.

後の年度についての期待を調整するであろう⁽⁴²⁾。すなわち会計は、市場価値で測定された企業の富の増加についての実績情報を提供することによって、投資者が以前にいただいた期待値と比較せしめることを通じて、以後の期待値の形成を改善せしめるというのである。期待値の形成の改善は投資者の意思決定を改善するのに役立つであろう。

このように市場価値に基づく実績利益情報は、情報利用者が過去の実績に役立てて将来に関する意思決定を行うというパターンを想定し、その意思決定パターンに有用な情報を提供することを目的とするものであるといえよう。これに対し、主観価値に基づいて作成された情報は、情報利用者の意思決定が将来の事象の結果についての見積りに基づいて行われることを理由に、その将来の事象の結果に関する主観的な見積り情報を直接的に提供しようとするものである。後者の情報は諸資産の結合的利用から間接的に生じるキャッシュ・フローをも含めた割引価値に基づくものであるのに対し、剝奪価値は前述の通り、そのような間接的利益を除外した資産評価額であるから、剝奪価値による資産評価が後者の情報を提供しようとするものでないことは明らかである。それでは資産評価基準としての剝奪価値の採用は、前者の実績利益情報の提供を目的とするものであるといえるであろうか。これを検討するためには、実績利益情報の基礎となる資産の市場価値の内容が明らかにされねばならない。

周知の通り、市場価値には購入市場における価格たる RC と販売市場における価格たる NRV がある。このうち事前の期待値と比較させるための実績利益情報を作成するという目的に適合するのはどちらであろうか。実績利益情報は、情報利用者がその実績利益を事前の期待値と比較して誤差を分析することによって将来の期待値の形成に役立てることを目的としているが、それが実際に役立つのは企業をめぐる経済環境と経営活動が安定している場合に限られ

(42) F. K. Wright [42], p. 61.

る。すなわち過去の実績利益情報を将来の予測に役立てようとする限り、経済環境と経営活動に激変がないことを仮定せざるをえないのである。しかしNRVは企業が全資産を販売することによって現時点で入手しうる貨幣額を意味するから、それは企業が全資産を売却して業種転換する等の激変がある場合にのみ役立つ情報である。したがって将来に関する期待の形成に役立たせるための過去の実績利益情報の提供という目的に対してはNRVは適合せず、RCが適合するのである。⁽⁴³⁾そしてRCこそまさに剝奪価値を測定するための主たる評価基準であった。ゆえに、剝奪価値による資産評価は、実績利益情報を提供することによって、まず第1に期待値と比較した場合の誤差に基づいて業績評価に役立ち、第2にその業績評価の結果を今後の意思決定に役立てようとするものであるといえよう。

ただし1点だけ注意されねばならない問題が残る。それは剝奪価値の評価においては、確かに所有価値としてのRCが中心となるが、利用価値としてのPVとNRVもまた剝奪価値たりうることである。すなわち $RC > PV > NRV$ の場合にはPVが、また $RC > NRV > PV$ の場合にはNRVが剝奪価値になる。これら2つのケースはいかに解釈すればよいであろうか。

それには損益計算に対して資産が有する意味を考えればよい。損益計算との関係においては、資産はいまだ費消されていないサービス・ポテンシャルであるという意味を有する。また費用とは、もともと経営活動においてサービス・ポテンシャルが奪われた部分をいう。剝奪価値説が資産評価に際してその資産の剝奪を仮定するのも、まだ剝奪されていないサービス・ポテンシャルを逆に

(43) チェンバースが資産評価基準としてNRVを主張するのも、企業が激変する経済環境に適応して経営活動を変更しうる能力を示すことをもって会計の目的としていることによる（たとえば R. J. Chambers [12], pp. 47-49）。しかしエドワーズ＝ベルは、NRVによって算出される利益は短期的利益であるから、NRVとRCのどちらか一方を選ぶとすれば、RCを採用するのがよいとしている。E. O. Edwards and P. W. Bell [17], pp. 97-105.

測定しようとすることによるのである。⁽⁴⁴⁾しかし $RC > PV > NRV$ の場合、および $RC > NRV > PV$ の場合においては、その資産は既に RC によって示される金額より小さいサービス・ポテンシャルしか有しない。したがってまだ剝奪されていないサービス・ポテンシャルは、それぞれ RC より小さい PV および NRV によって測定できるといえよう。⁽⁴⁵⁾

以上で剝奪価値説が資産評価基準として利用価値ではなく所有価値を採用する目的を明らかにした。簡単に要約すれば次の通りである。利用価値での評価は、情報利用者が意思決定に際して必要とする将来事象の結果についての予測を直接的に提供することによって、情報に目的適合性を与える方法である。これに対し所有価値での評価は、事前の期待値と比較可能な実績利益数値を提供し、情報利用者が両者の誤差を分析することを通じて将来の期待値の形成を改善することを可能ならしめるという意味で、意思決定に有用な情報を提供する方法である。いま前者の主観的な予測情報が直接的な目的適合性をもつというならば、後者の実績利益情報は間接的な目的適合性をもつといえよう。そして剝奪価値説は、間接的な目的適合性をもつ実績利益情報の提供を目的としているのである。

(44) このように費用計算との関係において剝奪価値を説明しようとする試みは、G. Macdonald [31], p. 92; [32], p. 266 および中野勲 [33], 16頁によって行われている。

(45) 実績利益の測定を目的とする剝奪価値においては RC が原則であり、 PV または NRV が例外的に採用されるのは、会計理論よりむしろ保守主義という財務政策的な考慮事項の結果であるようにみえるかもしれない。事実、イギリスの会計実務基準書第16号のガイダンス・ノートにおいては、それが「歴史的な原価コンベンションのもとで適用される手続に類似している」という指摘があり (Accounting Standards Committee [2], para. 28), アメリカの財務会計基準書第33号の Appendix C においては、 PV と NRV の例外的な採用が「資産価値の著しい過大評価を避けるために必要である」と指摘されている (Financial Accounting Standards Board [18], para. 195)。しかし逆に、現行の取得原価主義会計における低価法や評価減の手続は、保守主義ではなく、サービス・ポテンシャルの剝奪という剝奪価値説の考え方によって説明できるものと考えられる。F. K. Wright [47], pp. 63-67 はこの考え方を主張している。

さて剝奪価値に基づいて作成された財務諸表の目的についての以上の検討をふまえれば、上述の問題点(3)、「剝奪による損失の補填は、全く別の資産の取得によっても可能であるが、剝奪価値説では同種の資産の再調達しか考慮されていない」という批判が全般的な外れであることは、既に明らかであろう。まずこの批判が指摘するところをチェンバースによって敷衍すれば次の通りである。チェンバースは、剝奪価値の背後には、「非所有の場合から出発して、所有の場合と同じ期待(prospect)を有する状態におくこと、が仮定されている。しかし同じ期待を有する状態におく方法には、(a)同一資産の取替と、(b)同一期待が予想できる別の行動コース、の2つがあり、最小原価は必ずしも(a)であるとは限らず、 $(a) > (b)$ ならば(b)が最小原価犠牲である⁽⁴⁶⁾」という。すなわち資産剝奪時に、以前と同一の資産を取替えることがたとえ経済的に採算であろうとしても、以前と同一の成果が同一資産のRCよりも低い価格で取得できる別の資産により確保されるとすれば、別の資産を取得する方が合理的であるから、別の資産の現在取得原価こそが剝奪価値であるというのである⁽⁴⁷⁾。

しかしこれこそまさにエドワーズ＝ベルが否定する主観価値の評価にはかならない。評価対象たる資産が取得されたのは過去であるが、その評価の時点は現在である。剝奪を仮定する資産から期待されるキャッシュ・フローと同一のキャッシュ・フローが全く別の資産から期待できるという判断は、資産取得時点でいただいた期待とは全く別の新しく形成された期待に基づいて初めて可能になる判断である。そのような別の資産の現在取得原価によって算定される利益は主観利益であるから過去の期待値と比較せしめるための実績利益ではない。

(46) R. J. Chambers [13], p. 67. またチェンバースは、企業は常に別の行動コースの採用をも含む開放的選択枝集合(open option set)を有するにもかかわらず、剝奪価値説においては別の行動コースを除く閉鎖的選択枝集合(restricted option set)しか仮定されていないから、不合理な仮定を導入しているとして、剝奪価値説を批判する。R. J. Chambers [14], pp. 42-43.

(47) 同じ批判は、J. M. J. Boesema [8], pp. 280-281; S. J. Gray and M. C. Wells [23], p. 163; 中野勲 [33], 14-15頁においても行われている。

これに対し剝奪価値説は過去の期待値と比較可能な実績利益の算定を目的とするものである。したがって剝奪価値説の目的からすれば、別の資産の現在取得原価が考慮されていないという批判は、全外的外れであるといわざるをえない。

VIII. 剝奪価値測定の実践的問題点

前節では、会計情報に意思決定に対する目的適合性をもたせる方法には、①主観的な将来キャッシュ・フローの割引現在価値に関する情報を直接に提供する方法（直接的な目的適合性）と、②以後の意思決定を改善させるために事前の期待値と比較可能な実績利益情報を提供する方法（間接的な目的適合性）があり、剝奪価値が目的とするのは後者の方法であることを明らかにした。しかし、どちらの方法がよりいっそうの目的適合性を有するかといえ、それは明らかに前者であろう。なぜならば後者の方法が効力をもちうるのは、企業の経済環境と経営活動が相対的に安定している場合に限られるからである。

それにもかかわらず前者が放棄され後者が選好される理由は何か。その究極的理由は、個々の資産ごとに現在価値を正しく測定することが、大部分の場合に不可能であることに存すると考えられる。すなわち「未来のキャッシュ・フローに関する予測は困難であるし、その上、通常の場合には現在価値は複数個の諸資産からの結合として作り出されるものである」から、個々の資産を現在価値で評価しようとするれば「本来は分割不可能である現在価値の恣意的な配分による資産価額の決定がおこなわれざるをえない」⁽⁴⁸⁾のである。他方、会計情報が意思決定有用性をもちうるためには目的適合性だけでなく信頼性をも有しなければならない。そしてしばしば指摘されるように、目的適合性と信頼性の間には相反関係が存在する⁽⁴⁹⁾。事実、前者の方法によって作り出される情報の目

(48) 中野 勲 [33], 12頁。

(49) たとえば Financial Accounting Standards Board [19], para. 42-44.

的適合性は直接的であるから著しく高いが、その信頼性は上述の理由により著しく低いのである。したがって一定の信頼性を維持しつつ目的適合性をも有する方法として後者の間接的方法が選択されたものと考えられる。

しかし前者の方法が放棄された理由、すなわち一定の信頼性をもって個別資産のPVを測定することは不可能であるということは、剝奪価値の実践的測定においても重要な問題である。なぜならば

- ① 剝奪価値を示す評価基準の選択においては、PV、NRV、RCの大小関係の比較を行わなければならない、
- ② PVが剝奪価値になるケース ($RC > PV > NRV$) においては、実際にPVが測定されねばならない⁽⁵⁰⁾からである。

ただし①と②とではその意味が若干異なる。すなわち①においてはNRVとRC（これらは実際に測定可能）に対するPVの大小関係さえわかればよいのに対し、②においては実際にPVが測定されなければならない。実際にPVを測定しなければならないのは $RC > PV > NRV$ のケースであり、PVが測定不可能であるとすれば、測定上の誤差の介入を覚悟して、RCまたはNRVで測定せざるをえない。それではこのケースにおいて、RCとNRVのどちらを採用するのが実践上、より問題が少ないであろうか。

ギー＝ピアスネルは、監査の観点からRCを採用する方がよいという。その理由は次の通りである。問題の $RC > PV > NRV$ のケース（下記第5表のケース5）においてRCを採用することは、そのケースを $PV > RC > NRV$ （ケース2）と同じ扱いをするということであり、また $RC > NRV > PV$ （ケース6）とは異なる扱いをするということである。他方、ケース5におい

(50) R. J. Chambers [12], p. 45; K. P. Gee and K. V. Peasnell [20], p. 248; S. J. Gray [24], p. 76; G. Macdonald [31], p. 12; 中野勲 [33], 12, 19頁; 白鳥庄之助 [37], 28頁; H. Yoshida [50], p. 20.

てNRVを採用することは、そのケースをケース6と同じ扱いをすることであり、ケース2とは異なる扱いをすることである。前者のようにRCで評価しようとするれば、ケース5をケース6とは異なるものとして識別する必要がある、そのためにはPVとNRVの大小関係を判断しなければならない。また後者のようにNRVで評価しようとするれば、ケース5をケース2とは異なるものとして識別する必要がある、そのためにはPVとRCの大小関係を判断しなければならない。それではPVとNRVの大小関係の判断と、PVとRCの大小関係の判断は、その判断結果が正しく監査人に表明されているか否かを検証する場合、どちらが容易であろうか。ギー＝ピアスネルはPVとNRVの大小関係の判断についての検証の方が容易であるという。なぜならば企業は既に資産を所有しているから、経営者は常時PVとNRVの大小関係を検討して継続使用するか売却するかを検討しているはずであり、その検討結果は具体的な行動となって表われるであろう。したがって監査人は経営者がその資産を売却しようとしているならば $NRV > PV$ 、継続使用しようとしているならば $PV > NRV$ であると判断できる。これに対し $RC > PV$ ではなく $PV > RC$ であることを経営者の行動を通して外部から観察するためには、経営者がその資産を売却して取替を行うか、または剝奪されて取替を行うまで待たねばならない。しかしケース2とケース5（これらが識別できればケース5をNRVで評価できる）は、ともに $PV > NRV$ であるから、経営者は売却行動をとらないであろうし、また資産は現実には剝奪されていない。したがってPVとRCの大小関係について経営者が本当はどう考えているかを外部から観察することはほとんど不可能である。PVとRCの大小関係についての経営者の判断が、経営者の行動を通して外部から判断できなければ、ケース2とケース5は同じ扱いをせざるをえず、ケース5の資産の評価基準としてはケース2と同様にRCを採用する方がよいことになる。⁽⁵¹⁾

(51) K. P. Gee and K. V. Peasnell [20], p. 246-247.

ケース5の資産を、測定上の誤差の介入を覚悟してRCで評価することになれば、ケース6の資産（NRVで評価される）を除くすべてがRCで評価されることになる。このような結果を得るためには、剝奪価値を示す評価基準の選択ルールを次のように変更すればよい。

理論的ルール $DV = \min\{RC, \max(RV, NRV)\}$

実践的ルール $\begin{cases} \text{① } DV = \min(RC, NRV) \\ \text{② ただし } PV > NRV \text{ のとき } DV = RC \text{ とする。} \end{cases}$

実践的ルール①にはPVが含まれていないから、このルールの適用は容易である。また実践的ルール②は、PVを実際に測定することを必要とせず、NRVとの大小関係だけを判断すればよいから、上述のように監査人でも経営者の行動を観察することによって行うことができ、しかも結果としてはRCが採用されるから、適用可能である⁽⁵²⁾。いま理論的ルールと実践的ルールの適用結果を示

第5表 実践的剝奪価値決定ルール

ありうべきケース		理論的 ルール (第1表 参照)	実践的ルール		
			ルール①	ルール②	最終結果
1	$PV > NRV > RC$	RC	RC	—	RC
2	$PV > RC > NRV$	RC	NRV	RC	RC
3	$NRV > PV > RC$	RC	RC	—	RC
4	$NRV > RC > PV$	RC	RC	—	RC
5	$RC > PV > NRV$	PV	NRV	RC	RC
6	$RC > NRV > PV$	NRV	NRV	—	NRV

(52) この実践的ルールの意図は、第Ⅱ節第2図のフローチャートを参照すればよりいっそう明らかになるであろう。すなわち剝奪価値を示す評価基準の決定プロセスにおいては、PVとNRV、PVとRC、NRVとRCという3組の大小関係の判断が行われるのであるが、このうちPVとRCの大小関係についての検証が上述の理由で最も困難であることから、これを回避しようとしているのである。

せば第5表のようになる。

表から明らかな通り、理論的ルールと実践的ルールの相違点はケース5であり、これは実践的ルールを適用すればケース5の資産が過大評価されることを意味する。他方、ケース5の資産が多い企業は長期的に利益が逓減傾向にある業績不良企業であると考えられる。業績不良企業であるにもかかわらず資産を過大表示することは、投資者を誤導するおそれがある。この点についてギー＝ピアスネルは、これらがたとえ減価償却資産であれば、減価償却費の過大計上により利益は過少表示になるとともに、総資産が過大表示になって資本利益率が低くなるから、そのような誤導は生じない⁽⁵³⁾という。しかしたとえそれによって誤導のいくらかは防止できるとしても、理論的ルールからみればその情報は明らかに正しくない。これはもはや理論的ルールを実践可能なルールに変更したことに伴う、不可避的な誤差であるといわざるをえないであろう。

IX. 結びに代えて

以上、本稿では、インフレーションの影響を会計上認識することにより、企業の経営成績と財政状態を十分かつ適切に表示することを目的とする時価主義会計において、時価の指標として剝奪価値を採用すべきことを主張する学説を、文献のレビューという形で検討してきた。最後に本稿の主要論点を要約して結びに代えたい。

まず第1に、剝奪価値の具体的内容を検討したが、そこでは時価評価基準に関する他の学説が、RC、NRVまたはPVを全資産にわたって一貫して採用すべきことを主張するのに対し、剝奪価値説はこれら3つの評価基準のうち、資産を剝奪された場合の企業の合理的行動から生じる損失に関係する基準を資産の価値指標として選択的に採用するものであることを明らかにした。そして

(53) K. P. Gee and K. V. Peasnell [20], p. 248.

この決定ルールを、 $DV = \min \{RC, \max (PV, NRV)\}$ として表記した。第2に、現在既に部分的にせよ時価主義会計を実施しているイギリスとアメリカの公表会計基準における時価概念を分析することにより、それらがともに剝奪価値を時価として採用していることを明示した。

次いで、剝奪価値の正当性を経済学における価値概念としての機会原価概念を援用して根拠づけようとする試みを検討したが、剝奪価値においては資産の剝奪に基因する間接的損失が無視されていること、またそれと同じことであるが、資産の利用価値ではなく所有価値を測定対象とすることによって、剝奪価値はもはや機会原価の逆の概念としては説明されえないことを主張した。

そして筆者はこの結論に基づいて、剝奪価値を、ある種的意思決定パターンに役立つ情報を提供することを目的とする会計固有の概念として位置づけた。すなわち投資者等の意思決定に対して会計情報は2つの方法で有用性をもちうる。第1の方法は、投資者等が意思決定に際して必要とする将来の財務的結果についての情報を直接的に提供する方法である。第2の方法は、投資者等が過去において行った意思決定の結果としていただいた企業の財務的成果についての期待値に対し、会計はそれと比較可能な実績情報を提供することによって、投資者等が両者の差異を分析して今後の期待値の形成を改善できるようにすることを通じて、会計情報に意思決定有用性をもたせる方法である。第1の方法で提供される情報の目的適合性は著しく高いが、社会的な制度として公表される企業の財務諸表に要求される程度の信頼性は有しない。したがって所定水準の信頼性を維持しつつ会計情報に目的適合性を与えようとするれば、第2の方法が採用されざるをえないのである。そして第2の方法こそまさに剝奪価値説が目的とする方法であると考えられる。この点において剝奪価値説は現行の取得原価主義会計と軌を一にするものであり、少なくとも形式的には取得原価主義会計における低価法や評価減の手続を内包している。しかし取得原価主義会計が個別物価変動の影響を無視するのに対し、剝奪価値はその影響を会計上積極的に

認識しようとする点で著しく相違している。したがって剝奪価値による資産評価と費用測定は、取得原価主義会計のフレームワークを引継ぎながら、企業の経営成績と財政状態の表示を改善するものとして評価できよう。

なお本稿では、問題の範囲をいわゆる費用性資産項目とそれに関連する費用項目に限定し、貨幣性資産および負債一般の評価における剝奪価値の含意は検討しなかった。また剝奪価値の実践的測定については、誤差の介入を覚悟のうえで実践可能なように若干のルール変更を行ったが、RCおよびNRVについても客観的測定が可能か否かという問題が残されている。さらに、取得原価ではなく剝奪価値に基づいて作成された財務諸表が十分な社会的効用をもたらすか否かは現在のところ不明である。しかし特にイギリスとアメリカでは剝奪価値による測定を部分的に導入することによって、その有用性に関する壮大な社会的実験が既に開始されているのである。この実験を通じて、やがては剝奪価値説を実践することの有用性が実証されるであろうことを筆者は期待している。

(1981. 7. 10)

参 考 文 献

- [1] Accounting Standards Committee, Statement of Standard Accounting Practice, No. 16: Current Cost Accounting, March 1980, as Appendix in D. Mollinson, *Understanding Current Cost Accounting*, Butterworth, London, 1980, pp. 307-326.
- [2] ———, Guidance Notes on SSAP 16: Current Cost Accounting, March 1980, as Appendix in D. Mollinson, *Understanding Current Cost Accounting*, Butterworth, London, 1980, pp. 327-394.
- [3] 新井清光, 「物価変動会計の諸形態と各国の動向」, 会計, 第111巻第1号(1977年1月), 11-27頁。
- [4] Baxter, W. T., "Accounting Values: Sale Price Versus Replacement Cost", *Journal of Accounting Research*, Vol. 5, No. 2 (Autumn 1967), pp. 208-214.
- [5] ———, *Depreciation*, Sweet & Maxwell, London, 1971.
- [6] ———, *Accounting Values and Inflation*, McGraw-Hill, London, 1975.
- [7] Bell, P. W., "On Current Replacement Costs and Business Income", in Robert R. Sterling, ed., *Asset Valuation and Income Determination*, Scholars Book Co., Texas, 1971, pp. 19-32.
- [8] Boersema, J. M. J., "Does Current Cost Accounting Yield Deprival Value?", *The Accountant's Magazine*, No. 877 (July 1979), pp. 279-282.
- [9] Bonbright, J. C., *The Valuation of Property* (Vol. 1), McGraw-Hill, New York and London, 1937.
- [10] Bromwich, M., "The General Validity of Certain 'Current' Value Asset Valuation Bases", *Accounting and Business Research*, No. 28 (Autumn 1977), pp. 242-249.
- [11] Canning, J. B., *The Economics of Accountancy*, Ronald Press Company, New York, 1929.
- [12] Chambers, R. J., "Second Thoughts on Continuously Contemporary Accounting", *ABACUS*, Vol. 6, No. 1 (September 1970), pp. 39-55.
- [13] ———, "Value to the Owner", *ABACUS*, Vol. 7, No. 1 (June 1971), pp. 62-72.
- [14] ———, *Current Cost Accounting - A Critique of the Sandilands Report*,

International Centre for Research in Accounting, University of Lancaster, 1976.

- [15] ———, “Cunning’s *The Economics of Accountancy* - After 50 Years”, *The Accounting Review*, Vol. 54, No. 4 (October 1979), pp. 764-775.
- [16] Edey, H., “Deprival Value and Financial Accounting”, in H. Edey and B. S. Yamey, ed., *Debits, Credits, Finance and Profits*, Sweet and Maxwell, London, 1974, pp. 75-83.
- [17] Edwards, E. O. and P. W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1961.
伏見多美雄・藤森三男訳,『意思決定と利潤計算』,日本生産性本部,1964年。
- [18] Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 33 - Financial Reporting and Changing Prices, September 1979, in Financial Accounting Standards Board ed., *Financial Accounting Standards*, Commerce Clearing House, Inc., Chicago, 1980, pp. 1127-1196.
- [19] ———, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information, May 1980, in Financial Accounting Standards Board ed., *Financial Accounting Standards*, Commerce Clearing House, Inc., Chicago, 1980, pp. 3039-3079.
- [20] Gee, K. P. and K. V. Peasnell, “A Pragmatic Defence of Replacement Cost”, *Accounting and Business Research*, No. 24 (Autumn 1976), pp. 242-249.
- [21] ———, “A Comment on Replacement Cost as the Upper Limit of Value to the Owner” *Accounting and Business Research*, No. 28 (Autumn 1977), p. 312.
- [22] Gray, S. J. and M. C. Wells, “Asset Values and ex post Income”, *Accounting and Business Research*, No. 11 (Summer 1973), pp. 163-167.
- [23] ———, “Further Comment on Asset Values and Income Measurement”, *Accounting and Business Research*, No. 18 (Spring 1975), pp. 91-95.
- [24] Gray, S. J., “Accounting Values and Inflation: a Review”, *ABACUS*, Vol. 13, No. 1 (June 1977), pp. 67-77.
- [25] 菱山泉,「新古典派経済学」,『経済学大辞典Ⅲ』,東洋経済新報社,1980年,515-

533頁。

- [26] 伊賀隆, 「限界分析」, 神戸大学会計学研究室編, 『会計学辞典 (第3版追補版)』, 同文館, 1978年, 326-327頁。
- [27] Ijiri, Y., *The Foundations of Accounting Measurement*. Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, 1967. 井尻雄二『会計測定の基礎』, 東洋経済新報社, 1968年。
- [28] Inflation Accounting Committee, *Inflation Accounting* (Sandilands Report), Her Majesty's Stationery Office, London, 1975.
- [29] Inflation Accounting Steering Group, Guidance Manual on Current Cost Accounting, December 1976, in *The Inflation Accounting Steering Group ed., United Kingdom Current Cost Accounting*, Commerce Clearing House, Inc., Chicago, 1979, pp. 25-439. 兼子春三・林裕二訳, 『現在原価会計マニュアル』, 多賀出版, 1979年。
- [30] Kulkarni, D., "The Valuation of Liabilities", *Accounting and Business Research*, No. 39 (Summer 1980), pp. 291-298.
- [31] Macdonald, G., *Profit Measurement: Alternative to Historical Cost*, Haymarket Publishing Limited, London, 1974.
- [32] ———, "Deprival Value: Its Use and Abuse", *Accounting and Business Research*, No. 16 (Autumn 1974), pp. 263-269.
- [33] 中野勲, 「時価主義会計情報の意味内容」, 会計, 第112巻第3号 (1977年9月), 10-21頁。
- [34] 日本会計研究学会インフレーション会計特別委員会, 「インフレーション会計の計算構造」, 企業会計, 第29巻第7号 (1977年7月), 139-161頁。
- [35] Parker, R.H. and G.C. Harcourt (eds.), *Readings in the Concept and Measurement of Income*, Cambridge University Press, London, 1969.
- [36] Popoff, B., "Replacement Cost as the Upper Limit of Value to the Owner", *Accounting and Business Research*, No. 28 (Autumn 1977), p. 311.
- [37] 白鳥庄之助, 「英国カレント・コスト会計制度化の検討」, 会計, 第112巻第3号 (1977年9月), 22-37頁。
- [38] 白鳥庄之助・加古宜士・大迫勝, 「物価変動会計の国際動向 (座談会)」, 企業会計, 第32巻第8号 (1980年8月), 28-53頁。
- [39] Solomons, D., "Economic and Accounting Concepts of Cost and Value", in Morton Backer, ed., *Modern Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc.,

- Englewood Cliffs, 1966, pp. 117-140.
- [40] Stamp, E., "Income and Value Determination and Changing Price-Levels: an essay towards a theory", *The Accountant's Magazine*, No. 780 (June 1971), pp. 277-292.
- [41] Wanless, P. T., "Reflections on Asset Valuation and Value to the Firm", *ABACUS*, Vol. 10, No. 2 (December 1974), pp. 160-164.
- [42] Warrell, C. J., "The Enterprise Value Concept of Asset Valuation", *Accounting and Business Research*, No. 15 (Summer 1974), pp. 220-226.
- [43] Wells, M. C., "A Revolution in Accounting Thought?", *The Accounting Review*, Vol. 51, No. 3 (July 1976), pp. 471-482.
- [44] Whittington, G., "Baxter on Inflation Accounting", *Accounting and Business Research*, No. 20 (Autumn 1975), pp. 314-317.
- [45] Wright, F. K., "Towards a General Theory of Depreciation", *Journal of Accounting Research*, Vol. 2, No. 1 (Spring 1964), pp. 80-90.
- [46] ———, "Capacity for Adaptation and the Asset Measurement Problem", *ABACUS*, Vol. 3, No. 1 (August 1967), pp. 74-79.
- [47] ———, "A Theory of Financial Accounting", *Journal of Business Finance*, Vol. 2, No. 3 (Autumn 1970), pp. 57-69.
- [48] ———, "Value to the Owner; A Clarification", *ABACUS*, Vol. 7, No. 1 (June 1971), pp. 58-61.
- [49] ———, "Asset Values and Enterprise Income", in W. T. Baxter and S. Davidson, eds., *Studies in Accounting*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, London, 1977, pp. 195-209.
- [50] Yoshida, H., "Value to the Firm and the Asset Measurement Problem", *ABACUS*, Vol. 9, No. 1 (June 1973), pp. 16-21.